（様式第3号） 表面

国及び地方公共団体向け障害者職業生活相談員資格認定講習　受講申込書

令和2年度　第1回　第2回　第1回第2回どちらでも可
いずれかに〇をしてください

年　月　日

宮城 労働局　職業安定部職業対策課長　殿

事業所の名称

代表者の職名・氏名

次のとおり、国及び地方公共団体向け障害者職業生活相談員資格認定講習の受講を申し込みます。

〇事業所

住所	（〒　　）				
担当者	氏名		所属部署		
	電話番号		E-mail		
申込日時点での障害者の雇用状況（事業所単体における常時勤務する職員数及びそのうちの障害者数（実人員））	職員数	名	相談員の選任状況	申込日時点での選任数　　名	
	うち障害者数※1	名			
（5人未満の場合）	年度末時点で5人以上となる見込み	有 ・ 無			

〇受講希望者

優先度　1位			
氏名	(ﾌﾘｶﾞﾅ)	生年月日（西暦で記載願います）	
所属部署		役職	
受講希望者の障害者職業生活相談員選任状況	①選任される予定あり（　年　月予定）　②既に選任されている　③選任される予定なし		
受講希望者の障害者職業生活相談員となる資格要件の有無	①**省令資格**及び**特例要件**（裏面参照）どちらも満たさない ②**特例要件**のみを満たしている（令和2年度末までに省令資格取得見込み**なし**）(※2) ③**特例要件**のみを満たしている（令和2年度末までに省令資格取得見込み**あり**）(※2) ④**省令資格**を有している		
受講に対して必要な障害等への配慮	要　⇒ 具体的に（　　） 不要		

優先度　2位			
氏名	(ﾌﾘｶﾞﾅ)	生年月日（西暦で記載願います）	
所属部署		役職	
受講希望者の障害者職業生活相談員選任状況	①選任される予定あり（　年　月予定）　②既に選任されている　③選任される予定なし		
受講希望者の障害者職業生活相談員となる資格要件の有無等に係る状況	①**省令資格**及び**特例要件**（裏面参照）どちらも満たさない ②**特例要件**のみを満たしている（令和2年度末までに省令資格取得見込み**なし**）(※2) ③**特例要件**のみを満たしている（令和2年度末までに省令資格取得見込み**あり**）(※2) ④**省令資格**を有している		
受講に対して必要な障害等への配慮	要　⇒ 具体的に（　　） 不要		

※1：障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第79条第1項に定める障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者（手帳を所持している者又は適応訓練を修了し、委託先事業主に雇用されている者）に限ります。
※2：障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事してもなお令和2年度末までに省令資格（裏面1の②③④）を満たさない場合は②を、また、当該実務に従事することにより令和2年度末までに当該資格を満たす場合は③を選択してください。

（注）
・多数の申込があった場合は、各受講希望者の受講必要性を総合的に判断して、受講の可否を決定します。
・同じ事業内で複数の申込がなされた場合は、会場の定員や事業所内における優先度等を踏まえて人数調整させていただくことがあります。

「障害者職業生活相談員」の選任要件

1 障害者職業生活相談員資格認定講習修了以外の厚生労働省令で定める資格（省令資格）
障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第79条第1項の厚生労働省令で定める資格を有する職員は、次のいずれかに該当する者となります。

① 職業能力開発総合大学校の指導員訓練を修了した者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が定める者（※1）

② 大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は職業能力開発総合大学校の指導員訓練（長期養成課程の指導員養成訓練に限る。）、特定専門課程若しくは特定応用課程の高度職業訓練、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校の専門課程の高度職業訓練若しくは職業能力開発大学校の応用課程の高度職業訓練を修了した者若しくはこれらに準ずる者として厚生労働大臣が定める者（※2）で、その後1年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの

③ 高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後2年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの

④ ①～③に掲げる者以外の者で、3年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの

⑤ ①～④に掲げる者に準ずる者（※3）

※1 職業能力開発促進法による職業訓練大学校の長期課程の指導員訓練（福祉工学科に関するものに限る）を修了した者など
※2 職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法による職業訓練大学校の長期指導員訓練課程の指導員訓練を修了した者など
※3 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する職場適応援助者養成研修、大臣指定の研修機関が実施する職場適応援助者養成研修、国の機関の職員に対する職場適応支援者養成研修（厚生労働省委託事業）を修了した者

2 令和2年度末までの経過措置（特例要件）
国および地方公共団体の任命権者が選任する障害者職業生活相談員は、令和3年3月31日までの間は経過措置として、上記1に該当する者のほか、次のいずれかに該当する者も選任することが可能です。

① 大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後2年以上、雇用管理やその他の労務に関する事項（以下「労務に関する事項」という。）の実務に従事した経験を有する者

② 高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後3年以上、労務に関する事項の実務に従事した経験を有する者

③ ①、②に掲げる者以外で、4年以上、労務に関する事項の実務に従事した経験を有する者

【新型コロナウィルス感染症対策のため同意願います】

1．体温、咳の有無、体調について、本人・家族ともに確認し、37.5℃以上の発熱や咳、その他の症状（頭痛、身体のだるさ、下痢等いつもと異なること）がある場合は受講不可となります。
2．１の症状の有無を当日受付にて確認しますので申告をお願いします。
3．受講の際は手や会場内の消毒に協力し、マスク着用を実施ください。
4．受講中に体調不良となった際は、速やかに申出願います。
5．受講後、陽性が確認された際は速やかに宮城労働局職業対策課までご連絡ください。